

審 査 基 準

平成28年11月10日作成

法 令 名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項	第13条第4項
処 分 の 概 要	運送事業用自動車 が 運送事業用自動車 で なくなった場合の保管場所標章の交付
原権者(委任先)	警察署長
法 令 の 定 め	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）、第13条第3項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	1日
申 請 先	申請書は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	申請書を提出した警察署の担当窓口又は警察本部交通部交通規制課
備 考	